

公示送達書

大洗町告示第25号
令和8年6月30日

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるため、地方税法第20条の2及び大洗町税条例第18条の規定により公告します。

なお、この書類は下記に保管してありますので、送達を受けるべき者の申出があれば交付します。

大洗町長

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
大澤 治子	地方税法第451条に基づく書類	
岡本 翔	地方税法第451条に基づく書類	
株式会社 ヤマダイ水産	地方税法第451条に基づく書類	
澤渡 新	地方税法第451条に基づく書類	
中泉 光二	地方税法第451条に基づく書類	
藤枝 弘行	地方税法第451条に基づく書類	
HOANG DUC VUONG	地方税法第451条に基づく書類	
SHERLY NOVITA DINA RUTH ROMPAS	地方税法第451条に基づく書類	
YUNITA VERONICA BOJOH	地方税法第451条に基づく書類	

送達する書類の保管場所
大洗町役場 税務課町民税係

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。